

議案第 号

公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）の
指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年（2015年） 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市安倉西二丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 稲 野 廣
- 3 指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 号から第 号まで
公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

平成27年(2015年)10月13日

宝塚市長 中川智子様

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター
指定管理者選定委員会委員長 一圓光彌

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターの指定管理者の候補者
選定について(答申)

平成27年(2015年)8月2日付宝塚市諮問第18号で諮問のありました標記のこと
について、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立大型児童センター(以下「大型児童センター」という。)及び宝塚市立老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)を管理する指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として適当な候補者を応募者のうちから選定します。

(2) 選定する施設

- ア 大型児童センター
- イ 老人福祉センター

(3) 応募対象者の選定方法

大型児童センター及び老人福祉センターは、宝塚市児童館条例第18条第1項及び宝塚老人福祉センター条例第20条第1項で、公募によることなく(非公募で)、施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するとされていることから、第1回指定管理者において応募者を指名し申

請を募ることとしました。

応募者については、以下の理由から社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「宝塚市社会福祉協議会」という。）を指名しました。

ア 大型児童センターが市内の他の地域児童館の統括及び運営指導を行う中核施設であることから、各地域児童館の状況及び市域の子育てに関する環境に精通している宝塚市社会福祉協議会が適切である。

イ 老人福祉センターは、指定管理者制度導入以前から宝塚市社会福祉協議会が委託により管理運営を行ってきた。長年の活動実績から、ノウハウが蓄積していることに加えて、各種団体・利用者とのネットワークを形成し、支援方法を熟知しているため、宝塚市社会福祉協議会が適切である。

ウ 宝塚市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された法人であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにするという児童館の設置目的及び、老人の福祉の向上を図り、老人の生きがいを増進するという老人福祉センターの設置目的双方に合致し、複合施設の設置効果を発揮できる。

エ 大型児童センターと老人福祉センターの複合施設は、市内及び近隣市町において類似の施設がなく、宝塚市社会福祉協議会以外に類似の施設の管理運営実績のある団体がない。

(4) 応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住 所 宝塚市安倉西二丁目1番1号
名 称 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 稲野 廣

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長 一圓 光彌 (関西大学名誉教授)
委員長代理 伊藤 篤 (神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授)
委 員 神谷 宏 (宝塚市民生・児童委員連合会常務理事)
委 員 小村 宏次 (市民公募委員)

委員 中谷 秀孝 (公認会計士)

委員 政廻 紀子 (宝塚市老人クラブ連合会若手委員)

(2) 選定経緯

ア 第1回選定委員会 平成27年8月2日

(募集要項・業務の概要、選定基準、応募者の指名の決定)

イ 指定管理者募集 平成27年8月5日～平成27年9月4日

ウ 第2回選定委員会 平成27年9月27日

(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 評価方法

ア 大型児童センター

評価項目(14項目)と配点(110点満点)を設定し、提出された申請書及び応募者のプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員6名の評価点を合計して660点満点とし、396点(60.0%)を必要最低点と定めて審議することとしました。

イ 老人福祉センター

評価項目(14項目)と配点(110点満点)を設定し、提出された申請書及び応募者のプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員6名の評価点を合計して660点満点とし、396点(60.0%)を必要最低点と定めて審議することとしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で意見交換を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると出席委員全員一致で決定しました。

採点結果は、大型児童センターは660満点中492点(74.5%)、老人福祉センターは660点満点中487点(73.8%)となりました。

(2) 選定理由

別紙のとおり、大型児童センター及び老人福祉センターいずれについても、必要

最低点である396点(60.0%)を上回っており、また、評価項目ごとの評価点も最低点を上回っていると認められるため、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター
指定管理者の候補者選定結果

(宝塚市立大型児童センター) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

	評価項目	配点	配点 合計	評価点 (得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	48 80.0%
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものがあること	10	60	43 71.7%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	60	43 71.7%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	60	38 63.3%
効率性	経費削減の具体的な方策があるか	10	60	39 65.0%
	適正な収支計画と認められるか	10	60	49 81.7%
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	25 83.3%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	30	22 73.3%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	30	27 90.0%
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	30	23 76.7%
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	30	25 83.3%
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	41 68.3%
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか	5	30	23 76.7%
特殊性	複合施設の効用を最大限発揮できる提案がされているか	10	60	46 76.7%
計		110	660	492 74.5%

(宝塚市立老人福祉センター) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

	評価項目	配点	配点 合計	評価点 (得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	48 80.0%
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものがあること	10	60	41 68.3%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	60	40 66.7%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	60	38 63.3%
効率性	経費削減の具体的な方策があるか	10	60	39 65.0%
	適正な収支計画と認められるか	10	60	49 81.7%
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	25 83.3%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	30	22 73.3%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	30	27 90.0%
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	30	23 76.7%
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	30	25 83.3%
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	41 68.3%
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか	5	30	23 76.7%
特殊性	複合施設の効用を最大限発揮できる提案がされているか	10	60	46 76.7%
計		110	660	487 73.8%

宝塚市立大型児童センター指定管理者選定委員会採点結果

社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会【大型児童センター】		評価項目	配点	配点合計	社会福祉協議会 評価 (児童)	(得点率)	委員					
							A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	48	80.0%	7	7	7	10	10	7	
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	60	43	71.7%	7	5	7	10	7	7	
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	60	43	71.7%	7	7	7	5	10	7	
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	60	38	63.3%	7	5	7	5	7	7	
効率性	経費削減の具体的な方策があるか	10	60	39	65.0%	5	5	7	10	7	5	
	適正な収支計画と認められるか	10	60	49	81.7%	5	10	7	10	10	7	
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	25	83.3%	5	4	4	5	4	3	
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	30	22	73.3%	4	3	4	5	3	3	
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	30	27	90.0%	4	5	4	5	5	4	
	個人情報情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	30	23	76.7%	4	3	4	5	4	3	
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	30	25	83.3%	4	5	4	5	4	3	
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	41	68.3%	5	5	7	10	7	7	
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか	5	30	23	76.7%	4	3	4	5	4	3	
特殊性	複合施設の効用を最大限発揮できる提案がされているか	10	60	46	76.7%	7	7	7	10	10	5	
計		110	660	492	74.5%	75	74	80	100	92	71	
				74.5%		68.2%	67.3%	72.7%	90.9%	83.6%	64.5%	

宝塚市立老人福祉センター指定管理者選定委員会採点結果

社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会【老人福祉センター】

評価項目	配点	配点合計	社会福祉協議会 評価 (老人)						(得点率)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
			評点	評点	評点	評点	評点	評点							
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	48	7	7	10	10	7	7	10	10	7	7	
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	60	41	7	5	10	10	7	7	10	10	5	7	
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	60	40	7	7	5	5	7	7	5	5	7	7	
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	60	38	7	5	5	5	7	7	5	5	7	7	
効率性	経費削減の具体的な方策があるか	10	60	39	5	5	10	10	7	7	10	10	7	5	
	適正な収支計画と認められるか	10	60	49	5	10	10	10	7	7	10	10	10	7	
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	25	4	5	5	5	4	4	5	5	4	3	
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	30	22	4	3	4	4	4	4	5	5	3	3	
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	30	27	4	5	5	5	4	4	5	5	5	4	
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	30	23	4	3	4	4	4	4	5	5	4	3	
管理 (維持) 能力	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	30	25	4	5	5	5	4	4	5	5	4	3	
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	41	5	5	10	10	7	7	10	10	7	7	
特殊性	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか	5	30	23	4	3	4	4	4	4	5	5	4	3	
	複合施設の効用を最大限発揮できる提案がされているか	10	60	46	7	7	10	10	7	7	10	10	10	5	
計		110	660	487	73.8%	75	100	87	71	74	75	80	87	71	
				73.8%		68.2%	90.9%	79.1%	64.5%	67.3%	68.2%	72.7%	79.1%	64.5%	

○宝塚市立児童館条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第38号

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(次項において「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。

4～6 略

○宝塚市立老人福祉センター条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第39号

（指定管理者の指定）

第20条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、老人福祉センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に老人福祉センターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が老人福祉センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 老人福祉センターの管理を安定して行う能力を有していること。